

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十二年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 日時

平成二十二年三月十六日 午後二時

二 場所

奈良市登大路町三〇番地 奈良県庁五階 第一会議室

三 公聴会において聴こうとする案件

奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第三次）の変更について  
奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の変更について